平成１３年
社会生活基本調査のお知らせ

１．調査の概要

社会生活基本調査は、国民の生活時間の配分及びインターネットの利用、学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、その他国民の自由時間における主な活動について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするもので、昭和51年の第１回調査以来５年ごとに実施され、今回の調査は６回目に当たります。

２．今回の特色

平成13年社会生活基本調査は、最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、特に次のような点を明らかにすることとしています。

⑴　インターネットの普及が、国民生活にどのような影響を与えているかについて、その実態を明らかにする。

⑵　男女共同参画社会実現に向けての支援策としての延長保育等の利用が、生活行動に与える影響について詳細に把握する。

⑶　介護を行うことによる生活行動への影響や世帯以外の人から介護の手助けを受けることによる生活行動への影響について詳細に把握する。

⑷　生活行動を一緒にいた人及び行動の場所の観点から調査し、少子高齢化、核家族化等による家族のコミュニケーションの実態を明らかにする。

⑸　家事関連行動等を詳細に把握し、性別役割分業の実態を明らかにする。

３．調査の時期

平成13年10月20日現在で行われます。ただし、１日の生活時間配分については、10月13日（土）から10月21日（日）までの９日間のうち連続する２日間について行われます。

４．調査の地域

平成７年国勢調査調査区の中から、総務大臣の指定する約6,400調査区の地域を対象とします。

５．調査の対象

抽出された調査区内に居住する約77,000世帯の10歳以上の世帯員約189,000人を対象とします。

６．調査の方法及び調査の流れ

調査は、次の流れにより、調査員が調査世帯ごとに調査票を配布及び取集することにより行います。

総務大臣ー都道府県知事ー統計調査員（指導員）ー統計調査員（調査員）ー調査世帯

７．調査事項

次の事項について調査します。

⑴　住居の種類等世帯の属性に関する事項
⑵　ふだんの就業状態等世帯員の属性に関する事項
⑶　１日の生活時間の配分に関する事項
⑷　過去１年間の生活行動（インターネットの利用、学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、旅行・行楽）に関する事項

８．集計内容

次の事項について、全国、都道府県、14地域、７大都市圏、都市階級の別に集計します。

⑴　生活行動別平均時間に関する事項
⑵　時間帯別生活行動に関する事項
⑶　インターネットの利用、学習・研究、スポーツ、趣味・娯楽、ボランティア活動、旅行・行楽に関する事項

９．結果の公表

調査の結果は、刊行物又は閲覧に供する方法により公表します。

１０．結果の利用

調査の結果は次のような国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として、また、学術研究などの基礎資料として利用されています。

⑴　高齢社会対策のための基礎資料
⑵　少子化対策のための基礎資料
⑶　男女共同参画社会実現に向けての行政施策のための基礎資料
⑷　無償労働の貨幣評価のための基礎資料
⑸　観光行政施策の基礎資料
⑹　文化行政施策の基礎資料